

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土地収用法による収用又は使用の手続開始……………

……………（財務局財産運用部管理課）……………一

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………一

○公共測量の実施（九件）……………

……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一

○鳥獣捕獲等事業の変更認定……………

……………（環境局自然環境部計画課）……………三

○指定管理者の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）……………三

告示（水）

○使用水量の計量業務の委託…………………………三

公告

○開発行為に関する工事完了（四件）……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………三

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催場所の変更……………（環境局総務部環境政策課）……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………四

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）……………五

正誤

○平成二十九年十月二十日付東京都告示第千六百一十号…………………………五

告示

東京都告示第千六百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。
平成二十九年十一月一日
東京都知事 小池百合子

一 起業者の名称

東京都

二 事業の種類

東京都都市計画都市高速鉄道事業京成電鉄押上線に伴う仮線工事及び区道代替工事（東京都葛飾区立石四丁目地内から同区立石七丁目地内まで）

三 手続が開始される土地

（一）収用の手続が開始される土地
葛飾区立石四丁目地内

（二）使用の手続が開始される土地
葛飾区立石四丁目地内

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
葛飾区役所都市整備部街づくり推進課

東京都告示第千六百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第百六十一号小

金井都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年十一月一日
東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

小金井市

二 都市計画事業の種類及び名称
小金井都市計画公園事業第二・二・十二号小長久保公園

三 事業施行期間
平成二十七年二月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地
取用の部分
小金井市本町三丁目地内
使用の部分
変更なし

東京都告示第千六百五十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十九年十一月一日
東京都知事 小池百合子

一 測量施行者
国土交通省関東地方整備局相武国道事務所

二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影測量、車載写真レーザ測量（MMS））及び基準点測量（現地測量）

三 測量の区域
府中市、調布市、日野市及び国立市各地内

四 測量の期間 平成二十九年十月十一日から平成三十年二月二十日まで

●東京都告示第千六百五十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都大島支庁長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 三 測量の区域 大島町元町地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月四日から平成三十年二月二十八日まで

●東京都告示第千六百五十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 立川市及び東村山市各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千六百五十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都土木技術支援・人材育成センター所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（水準測量）
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月二十日から平成三十年三月二十四日まで

●東京都告示第千六百五十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 新宿区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月二十九日から同年十二月二十七日まで

●東京都告示第千六百五十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 江東区佐賀二丁目、福住二丁目及び深川一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千六百五十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 大田区西六郷四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月一日から同年十二月二十二日まで

●東京都告示第千六百五十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷

区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(五〇〇レベル))
- 三 測量の区域 世田谷区内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千六百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、多摩市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 多摩市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 多摩市中沢一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月十三日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第千六百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第

二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称 一般財団法人自然環境研究センター
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所 墨田区江東橋三丁目三番七号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 理事長 大塚 柳太郎
- 四 その他 一の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第千六百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地 中央防波堤外側ふ頭棧橋(Y1) 東京都江東区青海
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二
- 三 指定の期間 十四号

平成二十九年十一月一日から平成三十四年三月三十一日まで

告 示 (水)

●東京都水道局告示第八号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成十年東京都水道局管理規程第四十三号)第二条の規定に基づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 委託期間

平成二十九年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

二 委託した相手方

委託者名 所在地 東京都サービス株式会社 中央区晴海一丁目八番十一号

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市一番町一丁目十九番一、立川市一番町一丁目十九番
同番二、同番九から同番二十 地の九 飯塚 好子
一まで、同番二十一地先、同
番二十二から同番三十二まで、
立川市錦町四丁目七番二号
二十一番一、同番二及び同番
三十 澤井 春代

立川市一番町一丁目十九番
地の十一 田中 憲雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年十一月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵村山市三ツ木二丁目三十 練馬区石神井町二丁目二十
三番一から同番五まで 六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年十一月一日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市三沢二百九十四番一、
同番一地先、同番二、二百九
十八番一、同番二、三百十番
三及び三百十二番 西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年十一月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市住吉町三丁目八十二番 西東京市芝久保町四丁目二
十九、同番十九地先、同番二
十及び同番二十一 十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

多摩市大字和田字三号百七十
二番三、同番十、百七十三番
三、同番六、二百八十五番一、
同番十七、同番十八、同番十
九の一部及び二百八十六番二
世田谷区成城一丁目二十番
三号
株式会社大槻工務店
代表取締役 大槻 惣平

小平市花小金井南町三丁目三
十番二の一部、三十一番二、
同番四、同番七及び三十五番
一並びに同番三及び三十六番
六の各一部 大沢 アキ

清瀬市中里一丁目七百三十七
番二 武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

調布市飛田給三丁目四十三番 西東京市芝久保町四丁目二
四十四、同番四十四地先、同 十六番三号
番四十六及び同番五十一から 株式会社東栄住宅
同番五十四まで 代表取締役 西野 弘

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催場所の変更について

平成二十九年九月二十七日付東京都公報で公告した平成
二十九年十一月二日開催の都民の意見を聴く会の開催場所
を次のとおり変更する。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更箇所

平成二十九年十一月二日(木曜日)開催の八重洲二丁
目中地区第一種市街地再開発事業に係る都民の意見を聴
く会の開催場所

二 変更内容

変更前

中央区立環境情報センター 研修室一・二
中央区京橋三丁目一番一号 東京スクエアガーデン六
階

変更後

東京コンベンションホール 中会議室Ⅱ-B
中央区京橋三丁目一番一号 東京スクエアガーデン五
階

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十一月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

ヴェロックス28

二 店舗所在地 渋谷区神宮前六丁目三十一番七号

三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ザラ・ジャパンほか一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ザラ・ジャパンほか一名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ザラ・ジャパン

八 変更前の小売業者の代表者名 ルレ・ノルベール

九 変更後の小売業者の代表者名 ベッターソン 万理

十 変更日 平成二十九年三月八日ほか

十一 届出日 平成二十九年十月十二日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同條第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十一月一日

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子

二 店舗所在地 川島ビル

三 設置者名 稲城市東長沼五百十四番地の三 有限会社川利商事

四 意見

ア 聴取者 稲城市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十月十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年十一月一日から同年十二月

一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 福島ビル

二 店舗所在地 世田谷区用賀四丁目十一番三号

三 設置者名 有限会社福島商事

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十月十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年十一月一日から同年十二月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十九年十月二十日付東京都告示第千六百一号

ページ一段一行一 誤 一 正

三 下 三 平成二十九年十一月十九日 平成二十九年十一月十八日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001